

誤

から雇用コースを変更される方の標準報酬について

60歳に到達された長期組合員の方が、引き続き2023年4月以降も共済組合員として勤務は、選択する雇用コースによって4月以降の標準報酬月額決定方法が異なります。これらによる共済掛金額にも大きく影響しますので、ご注意ください。

2023年4月以降の雇用形態・雇用コース

コース転換

コース転換により下記の雇用形態で勤務

- ◆シニア(地域・エリア・業務)基幹職
- ◆シニアスタッフ職
- ◆シニア管理職、シニア専任職
- ◆シニアスタッフ短時間勤務職(※)

再雇用

退職日の翌日から郵政会社等に下記の雇用形態で勤務

- ◆再雇用シニアスタッフ職
- ◆再雇用シニア専任職
- ◆継続雇用局長コース
- ◆再雇用シニアスタッフ短時間勤務職(※)

その他

雇用コースの転換により下記の雇用形態で勤務

- 月給制の
 - ◆エキスパート契約、スペシャリスト契約(※)
 - ◆その他、月給制契約社員(※)

- 月給制の
 - ◆エキスパート契約、スペシャリスト契約(※)
 - ◆その他、月給制契約社員(※)

標準報酬月額の改定時期

①の方

7月(随時改定)

7月から新しい等級に基づいた共済掛金となります。4~6月の給与支給時は、3月までと同額の共済掛金が控除されます!

②の方

4月(資格取得時決定)

4月から新しい等級になりますが、6月に手当等を含めた等級に見直します。そのため、6月の給与支給時は、6月分の共済掛金の控除と併せて4月分及び5月分の共済掛金精算が行われます!



(※) 短時間勤務コース及び非正規社員となる方は、長期組合員から短期組合員となるため、年金制度は日本年金機構の厚生年金に別途加入することになり、厚生年金保険法による決定が行われます。

〈標準報酬担当〉

正

から雇用コースを変更される方の標準報酬について

60歳に到達された長期組合員の方が、引き続き2023年4月以降も共済組合員として勤務は、選択する雇用コースによって4月以降の標準報酬月額決定方法が異なります。これらによる共済掛金額にも大きく影響しますので、ご注意ください。

2023年4月以降の雇用形態・雇用コース

コース転換

コース転換により下記の雇用形態で勤務

- ◆シニア(地域・エリア・業務)基幹職
- ◆シニアスタッフ職
- ◆シニア管理職、シニア専任職
- ◆シニアスタッフ短時間勤務職(※)

再雇用

退職日の翌日から郵政会社等に下記の雇用形態で勤務

- ◆再雇用シニアスタッフ職
- ◆再雇用シニア専任職
- ◆継続雇用局長コース
- ◆再雇用シニアスタッフ短時間勤務職(※)

その他

雇用コースの転換により下記の雇用形態で勤務

- 月給制の
 - ◆エキスパート契約、スペシャリスト契約(※)
 - ◆その他、月給制契約社員(※)

- ◆時給制契約社員(※)

標準報酬月額の改定時期

①の方

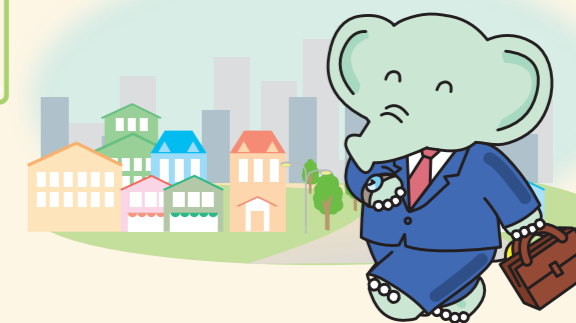
7月(随時改定)

7月から新しい等級に基づいた共済掛金となります。4~6月の給与支給時は、3月までと同額の共済掛金が控除されます!

②の方

4月(資格取得時決定)

4月から新しい等級になりますが、6月に手当等を含めた等級に見直します。そのため、6月の給与支給時は、6月分の共済掛金の控除と併せて4月分及び5月分の共済掛金精算が行われます!



(※) 短時間勤務コース及び非正規社員となる方は、長期組合員から短期組合員となるため、年金制度は日本年金機構の厚生年金に別途加入することになり、厚生年金保険法による決定が行われます。

〈標準報酬担当〉